

いしかわ版里山づくりISO指針

～組織（企業・団体・学校・NPO等）における里山づくり指針～

平成23年1月

石 川 県

いしかわ版里山づくりISOの趣旨

本県では、県土の大部分を占める里山里海の利用保全を中心に、生物多様性保全の取組を推進しています。

里山は、そこに暮らしている人々が、日々の生活の中で様々な形で活用し、適度に手を入れることによって複雑な生態系が形成され、多くの生きものにとって貴重な生息空間となっています。また、食料の供給や地域の特色ある文化の形成など、様々な恵み（生態系サービス）を県民に提供しています。

しかし、近年、里山の薪炭林や農用地としての利用が減少し、過疎高齢化の進展と相俟って里山は放置されるようになり、荒廃が進んでいます。里山が鬱そうとした暗い森に変わることによりササユリやギフチョウなど明るい環境を好む生きものが減少しています。また、水田の耕作が放棄されたことにより、トンボやメダカなどの水辺の生きものも減少するなど、生物多様性の低下が懸念されています。

このため、県では、「里山里海における新たな価値の創造」や「多様な主体の参画による新しい里山里海づくり」など7つの重点戦略を掲げ、企業、団体、教育機関、NPOなどの組織や地域の方々と連携し、里山の利用保全の取組を進めることとしています。

このような中、県内では、企業やNPOをはじめ多様な主体による里山での取組が広がりつつあります。過疎高齢化等により、地域だけでは里山の維持管理が難しい状況にあって、このような取組の広がりは大変重要で、今後さらなる充実、拡大が期待されるものです。

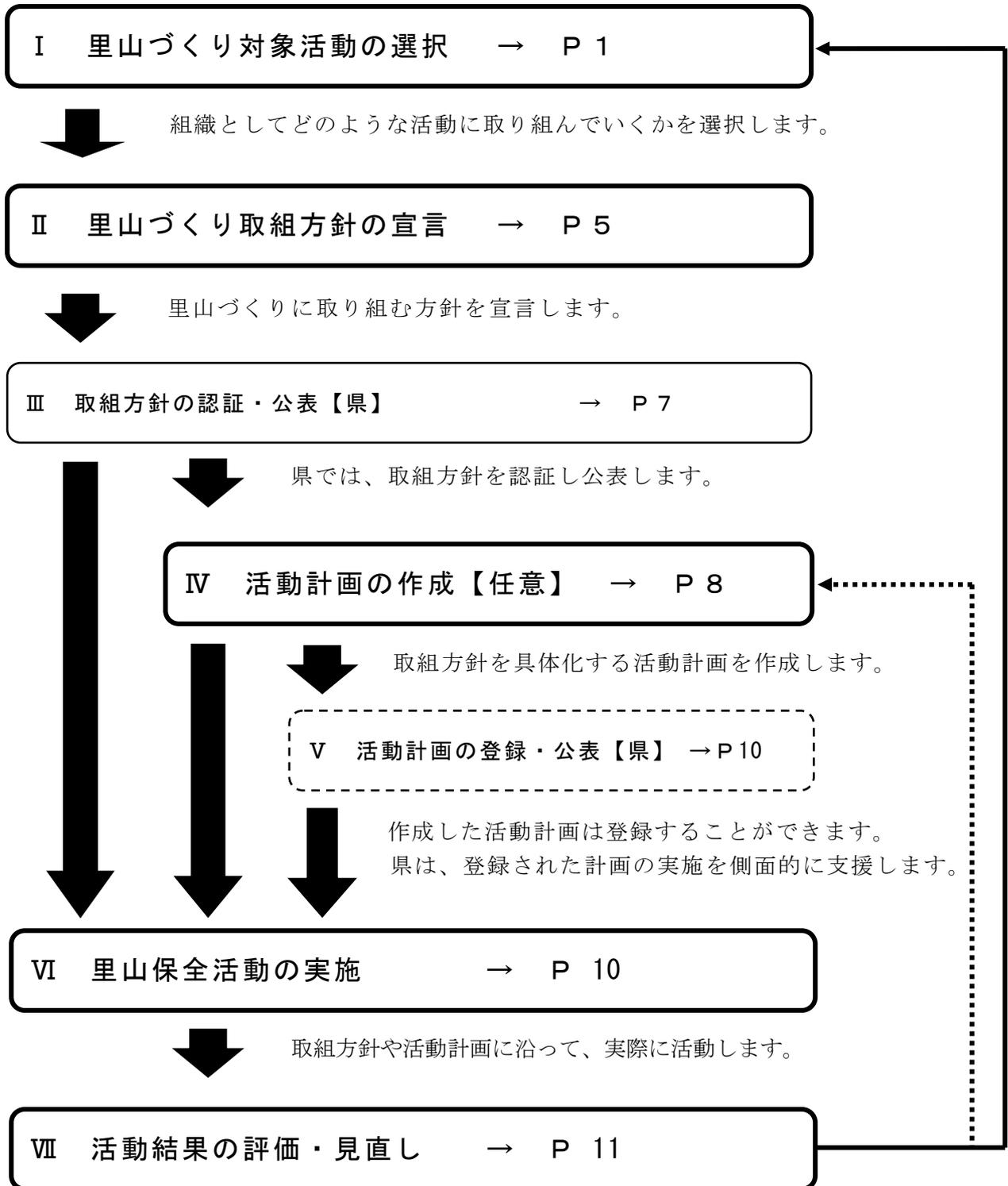
今般、このような広がりを創り出す仕組みの1つとして、企業をはじめ多様な組織や団体の皆様方による里山の利用保全活動の取組を県が認証する「いしかわ版里山づくりISO」の制度を創設することとしました。この制度を通じて、より一層の活動の活発化や県民参加による里山づくりを推進し、地域の活性化につなげていきたいと考えています。

また、県では、この制度の運用により主体間の連携や情報共有、地域との橋渡し、活動ノウハウの提供などの支援に努めることとしています。

<本制度の特徴>

- ・企業、団体、学校、NPOなど、幅広い組織が対象となっています。
- ・里山里海の幅広い利用保全活動に対する組織の取組方針を認証する制度であり、はじめて取り組まれる組織でも認証を受けることができます。
- ・認証手続きが簡素であり、また、認証のための費用は不要です。
- ・県は認証を受けた組織の取組に対する支援に努めていきます。

いしかわ版里山づくりISOのフロー図



活動結果を評価し、その評価結果を基に次年度の取組を見直します。また、必要に応じて、取組方針を見直します。

【参考】 里山の機能 → P12

I 里山づくり対象活動の選択

いしかわ版里山づくりISOの認証は、里山での田んぼづくりなど、さまざまな活動や取組を対象としており、その主な内容を例示すると以下のとおりです。

組織として、どのような活動に取り組むのかを検討し、選択します。なお、活動は石川県内で行われるものであることが必要です。

里山づくり対象活動一覧

区 分	里山づくり対象活動
1.1 里山の田んぼ・畑づくり支援活動	1.1.1 耕作放棄地等の利活用・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・保全作業（草刈り） ・開墾、復田作業（草刈り、倒木、抜根、農地整備） ・農作物や果樹等の栽培 1.1.2 畦畔や農用地等の草刈り 1.1.3 水路の管理 1.1.4 ため池の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・堤法面の草刈り ・水抜き作業 ・ため池の外来生物等の駆除 ・ゴミの除去作業 1.1.5 その他里山の田んぼ・畑づくりに資する活動
1.2 里山の森づくり支援活動	1.2.1 植林活動 1.2.2 保育管理活動 <ul style="list-style-type: none"> ・下草刈り ・つる切り ・枝打ち ・除伐 ・雪起こし 1.2.3 間伐活動 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐 ・間伐材の利用 1.2.4 道づくり活動 <ul style="list-style-type: none"> ・森林遊歩道の整備 ・森林遊歩道の維持管理 1.2.5 森の資源を利用する活動 1.2.6 竹林の整備活動 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐・除伐 ・間伐材の利用 1.2.7 その他里山の森づくりに資する活動
1.3 里山の生きものを守り育てる活動	1.3.1 里山の生きものを守り育てる活動

1.4 里海づくり支援活動	1.4.1 海岸・海中の清掃活動 1.4.2 その他里海づくりに資する活動
1.5 里山の集落コミュニティの支援活動等	1.5.1 伝統的な祭事等の実施に係る支援活動 1.5.2 里山景観の維持・再生活動 ・里山の伝統的家屋の修繕活動 ・景観作物の栽培 1.5.3 里山地域資源を活用したイベントの開催活動
1.6 里山の外来生物駆除活動	1.6.1 外来生物の駆除活動
1.7 その他里山づくりに役立つ活動	1.7.1 その他里山づくりに役立つ活動

これらの対象活動の概要は以下のとおりです。

1.1 里山の田んぼ・畑づくり支援活動

里山地域では、過疎・高齢化により、農業に携わる人が減少し、多くの生きものの生息地となっている水田やため池などの農業施設の利用、保全が課題となっています。

1.1.1 耕作放棄地等の利活用・保全

田畑を長期間放置すると、1年生雑草から、アシなどの多年性雑草、さらには小灌木等が生え、農地に戻すには多くの労働力と費用がかかることとなります。また、水田に依存する多様な生きものの生息場所が失われます。

このため、耕作放棄地を農地に再生し、利活用を図る取組は里山づくりの中でも特に重要なものです。

1.1.2 畦畔や農用地等の草刈り

畦畔や農用地の法面、その周辺部、農道や水路などの草刈を行うことによって、作業性の確保や病害虫の発生を低減させます。また、農村景観の保全につながります。

1.1.3 水路の管理

水路は、多くの生きものの生息地や繁殖、移動経路として重要です。水路の通水能力を確保することを目的とした泥上げや簡易な改修を行い、利用、保全することが必要です。

1.1.4 ため池の管理

ため池も、生物多様性の保全上重要な農業施設です。ため池の保全には、堤体の草刈り、水抜、泥上げなどの管理を行うことが必要です。

1.1.5 その他里山の田んぼ・畑づくりに資する活動

その他、農地としての利用保全が困難な水田や畑について、ビオトープとして整備、管理するなどの取組も生物多様性の保全にとって重要な取組です。

1.2 里山の森づくり支援活動

里山の森林には、人工林と天然林がありますが、いずれも放置され、荒廃が進んでいる森林が増大しています。これらの森林に人が手を入れることにより、明るく生きものが豊かな森づくりを推進する必要があります。

1.2.1 植林活動

伐採跡地などに木を植える作業で、植林地の整備（地ごしらえ）から始める必要があります。

また、植林活動を行う場合は、植える樹種にもよりますが、植栽後10年程度の保育管理活動が必要となりますので、植えた後の保育管理活動も考慮する必要があります。

1.2.2 保育管理活動

森林を適切に管理するためには、初夏から夏にかけて樹木の生長の妨げとなる草を刈る「下草刈」や樹木に巻き付く藤などのつるを除く「つる切り」、秋には良質の木材の生産や林内の光環境を改善するために樹木の下層の枝を切り落とす「枝打ち」、また、春先には、積雪で倒れた樹木を起こす「雪起こし」などの保育管理活動を行う必要があります。

1.2.3 間伐活動

間伐は、樹木の生長に合わせて、段階的に間引をする作業のことですが、現在多くの里山の森林で間伐が充分に行われていません。

もともと人工林は、間引きすることを前提に植林していますので、間伐をしないと、もやしの様にひ弱な森となります。また、樹木が密集し光が地上に届きにくくなるため、林床部の植生が貧弱となり、土壌浸食を受けやすくなるなど、災害に弱い森になります。

このため、間伐を進める取組が必要であり、また、間伐材の利用を推進することも森づくりにつながります。

1.2.4 小道づくり活動

かつて里山の集落では、炭や薪などの燃料をはじめ様々な森の恵みに支えられて生活していたため、森の中には多くの小道が整備・維持されていましたが、近年ではその小道の多くは木々が生い茂り消失しています。このため、森づくり活動を推進するためには、森林内に人が歩ける「森の小道」を整備する必要があります。また、既に整備されている「森の小道」では、草刈りなどの維持管理活動が必要です。

1.2.5 森の資源を利用する活動

里山の利用保全を推進するためには、その資源を上手に利用していくことが求められ、その一つの方法としてきのこを活かした里山づくりなどが考えられます。

きのこの森づくりには、地上の落ち葉などを取り除き、きのこが生育しやすい環境を整え、天然のきのこを生えやすくする森づくりと、コナラやクヌギなどきのこの原木を切り出し、シイタケやナメコなど原木にきのこの菌を植え付け、森の中で人工栽培する2種類の方法があります。

1.2.6 竹林の整備活動

竹の子の生産を目的として植栽されたモウソウチクは、繁殖力が強く、放置されるなど、適切な管理が行われないと周辺の森林に侵入し、樹木を駆逐してしまいます。また、竹が密生することにより、林床植生がほとんどない暗い環境となり、生物多様性が低下するほか、水源かん養や土壌の流出防止などの機能が衰えます。

このため、親竹の間伐や、タケノコの内に駆除するなどの作業が必要です。また、間

伐材の資源としての利用も重要な取組です。

1.2.7 その他里山の森づくりに資する活動

その他、里山の森林資源の利用を推進することが、結果的に里山づくりにつながります。バイオマスエネルギーとしての活用や地元産材の消費拡大の取組も重要です。

1.3 里山の生きものを守り育てる活動

1.3.1 里山の生きものを守り育てる活動

農地や森林、ため池などの里山の多様な環境は、多くの生きものを育てていますが、これらのモニタリングや調査も森づくりの基礎データの集積や今後の取組を検討するうえで重要です。また、子どもたちによる生きもの調査の実施なども、里山に対する関心を高めるきっかけとなる重要な活動です。また、絶滅が危惧される希少な生きものを保全する取組も重要です。

一方、大木や灌木が生い茂る林は、クマやイノシシの生息地となりやすいので、特に集落近くの里山林では、明るく見通しの良い林にしておくことも重要な取組です。

1.4 里海づくり支援活動

石川県は三方向を海に囲まれ、海岸線は582キロと非常に長く、砂浜から岩礁海岸まで様々な海岸がみられます。様々な生きものが生息するとともに県民に多くの恵みをもたらしており、その保全を図ることは重要です。

1.4.1 海岸・海中の清掃活動

海流や冬季の強い季節風の影響などで、多くのゴミが海岸や海中に漂着し、生態系への悪影響が懸念させています。

海岸や海中のゴミの除去を行う清掃活動を進める必要があります。

1.4.2 その他里海づくりに資する活動

その他、海岸管理者や漁業者と連携し、コンクリート護岸に石を積み上げたり、魚礁を沈めるなど、海の生きものの生息環境を復元することも重要な活動です。

また、里山と里海は川でつながっており、里山の保全活動は里海の生物多様性保全にとっても重要です。

1.5 里山の集落コミュニティの支援活動等

過疎・高齢化により里山の集落コミュニティの維持が困難な状況が生じています。伝統的な祭や文化、さらには里山の暮らしの知恵の継承や景観の保全活動などは、里山地域の振興につながる重要な取組です。

1.5.1 伝統的な祭事等の実施に係る支援活動

里山地域では、過疎・高齢化の影響などにより、祭事を取り止めたり、規模を縮小して何とか継続している集落も少なくありません。

地域の人たちと連携し、祭事等の実施に向けて取り組むことは、里山の利用保全にとって意義のあるものです。

1.5.2 里山景観の維持・再生活動

里山の暮らしを通して形作られてきた美しい景観を保全再生していく取組も、里山地域の振興にとって重要です。伝統的家屋の修繕や景観作物の栽培などの活動があります。

1.5.3 里山の地域資源を活用したイベントの開催活動

地域の人たちと連携し、里山の豊かな地域資源（自然、文化、歴史、人材等）を活かしたイベントを開催することで、交流人口の拡大を図っていくことも重要な取組です。

1.6 外来生物の駆除活動

1.6.1 外来生物の駆除活動

ため池等の水辺には、ブラックバスやブルーギル、ウシガエル、アメリカザリガニ等在来の生態系を破壊する侵略的外来生物が多く侵入しており、生態系への悪影響が指摘されています。

これらの外来生物の駆除活動は、本県の生物多様性を保全していくうえで極めて重要です。

1.7 その他里山づくりに役立つ活動

1.7.1 その他里山づくりに役立つ活動

上記の取組のほか、里山の農作物の消費拡大や里山の資源を活用したバイオマスエネルギーの利用促進など里山の利用を側面的に支援することも重要な取組と考えられます。

組織のアイデアを活かした独自の取組が期待されます。

Ⅱ 里山づくり取組方針の宣言

組織として取り組む里山づくり活動を決定し、「いしかわ版里山づくり認証」を受け、活動を進める場合は、代表者が基本的な取組方針を決めて内外に表明する必要があります。以下に取組方針の宣言について説明します。

2.1 里山づくり取組方針の宣言

2.1.1 取組方針の宣言

取組方針は、里山づくりにおける組織の理念を示し、組織として重点的に取り組む行動を具体的に説明するもので、外部へのPRと内部関係者の意識を啓発する役割・効果を考慮して策定しましょう。策定にあたっては、代表者が、自らの里山づくり活動への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の意思を表明したものであることが期待されます。

また、数値的な目標等を掲げる必要はありませんが、取組の基本的な方向性や取り組む活動内容を次項の活動のテーマを取り入れるなど、わかりやすく説明する必要があります。

なお、取組方針は、出来る限り組織の代表者が宣言していることと、制定の時期を示す必要があります。

2.1.2 活動のテーマの設定

里山づくり活動を行うに当たっては、活動のテーマを設定して、数年先を目途とした取組目標を掲げて、参加する組織の構成員や活動対象地域の方々が、その目標を共有し、活動を進めることが効果的です。

活動のテーマには、例えば、「きのこがあふれる里山づくり」や「耕作放棄地での野菜づくり」、「カブトムシの住む里山づくり」など、里山づくり活動の内容を参加者がイメージしやすいテーマにすると良いでしょう。

取組方針記載例：

(組織名) 里山づくり取組方針宣言書

(組織名) は、社会貢献の一環として、社員が一丸となって、次の里山づくり活動を推進し、石川県の豊かな生物多様性やその恵みを未来の世代に伝えるとともに、地域の振興に寄与することを宣言します。



この宣言文は、それぞれの組織の方針に従って作成してください。

1 活動のテーマ

私たちは、かつて多くのきのこが収穫された〇〇地区の里山環境の復活と利活用の推進を目指し、「きのこあふれる里山づくり」を活動のテーマに、次の活動に取り組みます。

2 活動内容

里山の森づくり活動

森の資源を利用する活動、道づくり活動
その他里山の森づくりに資する活動 等

3 社員（会員）等への周知の状況

4 活動場所、協働する地区・集落名（組織名）等

※決まっている場合に記入してください。

- (1) ●●市●● ●●集落 ●●●里山づくり実行委員会
(2) ●●市●● ●●集落

●年●月●日

名 称
代表者署名

Ⅲ 取組方針の認証・公表

県では、組織の認証申請に基づき、その取組方針を認証し、認証書を交付するとともに公表します。

3.1 取組方針の認証・公表

本指針に沿って取組方針の認証を受ける場合は、認証申請書に取組方針を添えて県に提出します。提出された申請書について以下の認定基準を満たしていれば、県は、認証書を交付します。

また、認証した取組方針は、県のホームページや里山づくりを推進するイベント等を通じて公表します。

【認定基準】

- ① 取組方針に組織の意思として宣言文として記載されていること
- ② 取り組む活動等が石川県内で実施されるなど、この指針に沿っていること
- ③ 組織の構成員に対する周知がなされていること
- ④ 認証の更新にあっては、活動結果の評価と見直しが適切に行われていること

3.2 認証を受けた組織に対する支援

県では、認証を受けた組織に対して以下の支援を行います。

3.2.1 活動場所等の斡旋、調整

組織の希望に応じ、活動場所や地域との協働内容等について、斡旋、調整します。

3.2.2 活動計画の作成支援

組織の希望に応じ、地域の要望や実情を踏まえた上で、具体的な活動計画の作成について助言等の支援を行います。

3.2.3 里山づくりに関する研修会の開催等

実際の活動に必要な知識・技術の習得等を行う研修会を開催するなどの支援を行います。

IV 活動計画の作成【任意】

活動計画の作成は任意ですが、具体的な計画を作成し、計画的に活動を実施することが望まれます。また当該活動計画を登録することにより、県などから必要な支援を受けることができます。

4.1 具体的な活動内容の決定

取り組む作業内容や回数、実施時期、参加予定数など具体的な活動内容を決定します。また、それぞれの活動内容の意義や目的・目標を明確にし、活動に参加するすべての者が共有することが重要です。

4.2 実施体制の構築

組織が継続的に里山づくりを推進していくためには、代表者が中心となって、活動地域や行政等との窓口や活動の安全担当者、経理担当者など、それぞれの役割や責任を定めた実施体制を構築し、組織の全員に周知することが重要です。

また、間伐など専門的で熟練した技術が必要となる活動を実施する場合は、専門技術を持つ団体等と連携することが必要となります。

4.3 計画作成における留意事項

里山づくりには、多くの人手が必要であり、継続的な作業が欠かせません。また、里山の多くは私有地や共有地であり、地域の文化や歴史、慣習や知恵があるほか、様々な機能があります。

これらを理解、尊重し、地権者をはじめ、地域の方々と信頼関係を保って活動を行うことが基本であり、里山づくりを成功につなげるものです。

活動計画書記載例：

(組織名) 里山づくり活動計画書

●年●月●日

1 組織の概要

- (1) 組織名及び代表者名 ●●●●株式会社
代表 ●●●● 印
- (2) 所在地 ●●市●●町●●●●●●
- (3) 組織の概要 業種 ●●製造業
従業員数 ●●●人
- (4) 担当者連絡先 担当者 ●●●● (●●部●●課)
連絡先 電話：
FAX：
mail：

2 認証番号

3 活動内容

私たちは、先に認証を受けた取組方針による「きのこあふれる里山づくり」の活動を次の計画により実施します。

(1) 活動の概要

●●市●●集落の里山林約●●㎡について、集落の方々と協働して、きのこの森づくりを進める。それにあわせて、そこに通じる森の小道づくりや下草刈りも行い、里山林の整備を進める。

また、今年の活動を踏まえて、社員を対象に里山づくりの研修会を実施する。

(2) 活動の内容 (平成●年●月●日～平成●年3月31日)

実施時期	内 容	実施場所	参加者数
8月	里山林の下草刈り	●●市 ●●集落	20人
10月	作業道整備とシイタケ植菌活動	●●市 ●●集落	20人
2月	里山づくりに関する研修会	●●市 本社会議室	20人

4 活動場所・協働する集落名 (決定している場合)

●●市●● ●●集落 ●●●●里山づくり実行委員会
担当者名 ●●●● 連絡先：***-***-****

5 活動への支援要望の有無

里山づくりに関する研修会について、講師のあっせんを希望します。

V 活動計画の登録・公表 【任意】

作成した活動計画は県に登録申請することができます。県は、登録された計画を公表するとともに、計画の実施を側面的に支援します。

5.1 活動計画の登録・公表

本指針に沿って里山づくり活動計画の作成を行った場合は、活動計画登録申請書に活動計画書を添付して県に提出し、活動計画の登録を受けることができます。

なお、登録した活動計画は、県のホームページや里山づくりを推進するイベント等を通じて公表します。

5.2 活動計画の実施に対する支援

県では、登録を行った計画に基づく活動の実施に対して、必要な指導者等の斡旋や情報提供などの側面的な支援を行います。

VI 里山づくり活動の実施

活動計画に沿って、以下の点に留意して実際に活動を実施します。

6.1 活動の目的等の共有

実際に活動する範囲を定め、活動内容の意義や目的・目標を明確にし、活動参加者全員が共有してから活動を行うことが重要です。

6.2 保全活動の指導者

里山保全活動では、地域との協働で活動することを前提に、保全活動の指導者は、地域の方々に任せることを原則としたほうがよいでしょう。地域の方が指導者となることによって、地域の積極的な参加を促進する効果もあります。

外部の指導者を招く場合でも、地域の指導者との連携を考慮することが重要です。

6.3 地域住民との交流の促進

協働活動を行う場合、休憩時間や昼食時間に積極的に地元の方々と交流ができる場をつくることも、互いの信頼関係を深めるうえで大切です。

6.4 安全の確保

里山活動では、危険な動植物や不慣れな道具の使用による事故などの危険性が多くあります。十分な安全教育や対策を徹底する必要があります。活動場所から最寄りの救急病院等の把握、緊急時の連絡体制を確保しておくことが必要です。また、必要に応じて、ボランティア活動保険など傷害・賠償保険に加入するようにします。

6.5 活動のふりかえり

活動の終了後に活動の成果を報告し、目標・目的が達成されたかを簡単に報告するようにしましょう。今回の活動が里山づくりに貢献したということを明確に活動参加者に伝えることが重要です。

また、参加者全員が活動について意見や感想を話し、当該活動を共有する時間を短時間でも持つようにします。この時間を持つことによって、相互理解が進むこと、保全活動における課題が明確化され、次回の協働活動に向けてより連携した活動が可能となります。

Ⅶ 活動結果の評価・見直し

活動結果を評価し、その評価結果を基に取組方針や以降の活動計画を見直します。

7.1 活動結果の評価・見直し

活動の評価は、自ら行う自己評価、活動を行った地域の方々による評価、必要によっては第三者による外部からの評価を合わせ、総合的に行うことが理想です。

個々の活動結果や年間を通した活動結果について評価を行い、「里山づくり活動」の効果が上がるよう活動計画を見直し、次の活動に結びつけて行くことが重要です。

また、活動のテーマについても評価を行い、より高い目標や新たな目標を設定するなど必要に応じて「取組方針」を見直すことも重要です。

【参考】

里山の利用保全活動を行うに当たっては、里山の機能を理解し、「なぜ里山の利用保全活動を行うのか?」、「この場所で行う利用保全活動は何を目標にすべきか?」といったことを整理した上で、活動方針や活動計画を作成することによって、より効果的な活動を行うことができます。

里山とは

里山とは、「都市域と原生的自然（奥山）との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて形成されてきた二次的な自然の地域」を指し、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例（ふるさと環境条例）」（平成16年）では、「人との関わりの中で形成又は維持されてきた森林、農地、湿地」と定義されています。

このように、里山とは、そこに暮らしている人々が、農林水産業をはじめとして、日々の生活の中で、様々な形で里山を利用することを通してモザイク状の生態系が形成されている地域であり、多くの生きものにとって貴重な生息空間となるとともに、多くの生態系サービスを私たちにもたらしています。

里山の危機

昭和30年代の高度経済成長や「燃料革命」を機に里山は、商工業や住宅などの用地に転用される一方、残された里山は放置され荒廃が進んでいます。

また、スギなどの植林も盛んに行われましたが、木材価格の低迷や林業の担い手不足などにより、手入れ不足の暗い森が増加してきています。

農地も、過疎・高齢化や米の生産調整によって、耕作放棄地が増加しており、それにともない、管理放棄された水路やため池などでは、乾燥し陸地化が進行しています。

このように、里山地域においては、人間活動の縮小によって、これまで身近な水辺を住みかとするメダカやトノサマガエル、明るい森で見られたササユリ、カタクリ、ギフチョウといった生きものが急速に減少しています。

絶滅のおそれのある生きものの現況をまとめた「いしかわレッドデータブック」に記載されている絶滅危惧種の約6割は、里山地域に生息・生育している種であり、これらの生きものが絶滅する危険性など、生物多様性の低下が大きな問題となっています。

多様な主体の参画による「新しい里山づくり」

人との関わりの中で形成又は維持されてきた里山の保全には、「人が里山を利用する」という、里山本来のあり方を取り戻すことが重要です。そして、豊かな環境は、人がそこに住み、里山を利用することによって維持されるため、これまでの「自然保護」という枠組みにとらわれず、里山の「利用保全」を通して、生物多様性を確保する「新しい里山づくり」を進めていくことが必要です。

しかし、過疎・高齢化が進展している多くの里山にあっては、行政や地域住民のみの努力では限界があることから、「新しい里山づくり」においては、企業、団体、教育機関、NPOなど多様な主体が、多様な価値観の下で、「里山」の利用保全に参画することが重要です。